

## はじめに

近年、さまざまな職域において、職業人として本来果たすべき使命及び役割に加え、国民の権利意識の拡大等により、職業倫理の向上が求められています。獣医師の領域においても、動物愛護思想の普及等による動物飼育者の意識の高まりを受け、動物の専門家である獣医師の職業倫理に対して社会の厳しい目が向けられるようになってきました。

このような状況の中で、日本獣医師会は獣医師の職業倫理の向上を重点課題として掲げ、さまざまな対応を行ってまいりました。まず、獣医師の職域や世代を越えて、しかも実行性のあるものとしてすべての獣医師に受け入れられるよう、獣医師倫理の総論的、最大公約数的な事項を集約した倫理綱領である「獣医師の誓い—95年宣言」を平成7年の第52回通常総会で採択しました。

その後、動物医療に携わる獣医師の職業倫理をより具体的かつ明確にする必要が生じてきたことから、まず、平成14年12月に小動物医療倫理の最大公約数ともいえるべき活動指針として「小動物医療の指針」を取りまとめ、さらに平成16年には産業動物医療における活動指針として「産業動物医療の指針」を取りまとめて公表し、その後必要に応じて改正を行ってきました。

さらに平成22年には、「日本獣医師会・獣医師会活動指針」として「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を掲げ、“One World, One Health”の考え方の下に、人の健康、動物の健康及び環境の保全に関係者が連携して一体的に対応する活動を推進しています。

このたび、これらの日本獣医師会の倫理関係規程に、関係資料及び関係法令等を加えて「日本獣医師会倫理関係規程集」を作成いたしました。関係獣医師の方々におかれては、診療室、事務所等で折にふれて本規程集をご覧いただき、自らを顧みながら獣医師の職業倫理について考える機会としていただければ幸いです。

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫